

社債等に関する業務規程の一部改正について

1 社債等に関する業務規程（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（用語）</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) 支払代理人 発行者の代理人として、この規程の定めるところにより短期社債等又は一般債に係る払込<u>（金銭に代えて金銭以外の財産を給付する場合における当該金銭以外の財産の給付を含む。以下同じ。）</u>後から抹消までの手続を行う者として、あらかじめ機構に指定された者をいう。</p> <p>(23)～(40) (略)</p> <p>（加入者との契約）</p> <p>第 26 条 (略)</p> <p>2 短期社債等に係る加入者の口座を開設する場合には、前項の契約は、同項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該加入者の口座に記録又は記載されている短期社債等（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。）の償還金<u>（金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含む。以下次項、第 6 章、第 6 章の 2 及び第 11 章において同じ。）</u>は、第 52 条の規定により当該口座管理機関が当該加入者に代わって受領し、これを当該</p>	<p>（用語）</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) 支払代理人 発行者の代理人として、この規程の定めるところにより短期社債等又は一般債に係る払込後から抹消までの手続を行う者として、あらかじめ機構に指定された者をいう。</p> <p>(23)～(40) (略)</p> <p>（加入者との契約）</p> <p>第 26 条 (略)</p> <p>2 短期社債等に係る加入者の口座を開設する場合には、前項の契約は、同項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該加入者の口座に記録又は記載されている短期社債等（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。）の償還金は、第 52 条の規定により当該口座管理機関が当該加入者に代わって受領し、これを当該加入者に配分すること。</p>

加入者に配分すること。

(4) (略)

3～5 (略)

(決済方式の区分)

第 53 条 (略)

2 前項の決済方式の区分は、抹消申請機構加入者（自己又は前条に規定する委任を行った加入者のために抹消手続を行う機構加入者をいう。以下この章において同じ。）に係る資金決済会社及び短期社債等の発行者に係る資金決済会社が同一の場合には非DVP決済とし、異なる場合にはDVP決済とする。ただし、抹消申請機構加入者に係る資金決済会社及び短期社債等の発行者に係る資金決済会社が異なる場合であって、抹消を金銭に代えて金銭以外の財産をもって行うときは、非DVP決済とする。

3 (略)

(資金決済の確認)

第 57 条 短期社債等の償還に伴う資金決済 (金銭に代えて金銭以外の財産をもって行う償還に伴う決済を含む。以下第 58 条の 28 第 1 項において同じ。)に係る機構への通知については、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(銘柄情報に係る発行代理人からの通知)

第 58 条の 6 (略)

(1)～(11) (略)

(12) 償還金の通貨 (金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合には、その旨)

(13) (略)

2～9 (略)

(4) (略)

3～5 (略)

(決済方式の区分)

第 53 条 (略)

2 前項の決済方式の区分は、抹消申請機構加入者（自己又は前条に規定する委任を行った加入者のために抹消手続を行う機構加入者をいう。以下この章において同じ。）に係る資金決済会社及び短期社債等の発行者に係る資金決済会社が同一の場合には非DVP決済とし、異なる場合にはDVP決済とする。

3 (略)

(資金決済の確認)

第 57 条 短期社債等の償還に伴う資金決済に係る機構への通知については、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(銘柄情報に係る発行代理人からの通知)

第 58 条の 6 (略)

(1)～(11) (略)

(12) 償還金の通貨

(13) (略)

2～9 (略)

(決済方式の区分)

第 58 条の 26 (略)

2 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 機構における抹消手続に係る一般債の償還が金銭に代えて金銭以外の財産をもって行われる場合

3 (略)

(証明書の取扱い等)

第 68 条の 2 加入者は、法第 86 条第 3 項 (法第 115 条、第 117 条及び第 118 条において準用する場合を含む。) 本文の規定により、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている短期社債等又は一般債について法第 68 条第 3 項各号 (法第 115 条、第 117 条及び第 118 条において準用する場合を含む。)に掲げる事項を証明した書面 (以下「証明書」という。) の交付を請求することができる。ただし、当該短期社債等又は一般債について、既に証明書の交付を受けた者であって、当該証明書を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。

2 (略)

3 第 1 項の規定により証明書の交付を受けた加入者は、当該証明書を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該証明書の対象となった短期社債等又は一般債について、振替の申請、抹消の申請又は償還金 (当該証明書の対象が一般債である場合には、繰上償還金を含む。) の受領をすることができない。

4 間接口座管理機関は、加入者に証明書の交付を行った場合には、直ちに、当該間接

(決済方式の区分)

第 58 条の 26 (略)

2 (略)

(1)～(3) (略)

(新設)

3 (略)

(一般債における証明書の取扱い等)

第 68 条の 2 加入者は、法第 86 条第 3 項 (法第 115 条、第 117 条及び第 118 条において準用する場合を含む。) 本文の規定により、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている一般債について法第 68 条第 3 項各号 (法第 115 条、第 117 条及び第 118 条において準用する場合を含む。)に掲げる事項を証明した書面 (以下「証明書」という。) の交付を請求することができる。ただし、当該一般債について、既に証明書の交付を受けた者であって、当該証明書を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。

2 (略)

3 第 1 項の規定により証明書の交付を受けた加入者は、当該証明書を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該証明書の対象となった一般債について、振替の申請、抹消の申請又は償還金 (繰上償還金を含む。) の受領をすることができない。

4 間接口座管理機関は、加入者に証明書の交付を行った場合には、直ちに、当該間接

口座管理機関の直近上位機関に対し、その旨並びに当該証明書の対象となった短期社債等又は一般債の銘柄及び金額を通知しなければならない。

5 (略)

6 機構加入者は、加入者に証明書の交付を行った場合又は前 2 項の通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、その旨、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等又は一般債の銘柄及び金額並びに当該短期社債等又は一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座を書面により通知しなければならない。

7 (略)

8 機構は、機構加入者に証明書の交付を行う場合又は機構加入者から第 6 項の通知を受けた場合には、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等又は一般債の銘柄及び金額並びに当該短期社債等又は一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座について、振替、抹消及び償還金（当該証明書の対象が一般債である場合には、繰上償還金を含む。）の支払いが行われなくするために必要な措置を行うとともに、当該短期社債等の銘柄の発行者（支払代理人が選任されている場合には、支払代理人）又は一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証明書又は通知に係る内容を書面により通知する。

9 機構は、機構加入者から証明書の返還が行われた場合又は第 7 項において読み替えて準用する第 6 項の通知を受けた場合には、前項の措置を解除するために必要な措置を行うとともに、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等の銘柄の発行者（支払代理人が選任されている場合には、支払代理人）又は一般債の銘柄の支払代理

口座管理機関の直近上位機関に対し、その旨並びに当該証明書の対象となった一般債の銘柄及び金額を通知しなければならない。

5 (略)

6 機構加入者は、加入者に証明書の交付を行った場合又は前 2 項の通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、その旨、当該証明書又は通知の対象となった一般債の銘柄及び金額並びに当該一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座を書面により通知しなければならない。

7 (略)

8 機構は、機構加入者に証明書の交付を行う場合又は機構加入者から第 6 項の通知を受けた場合には、当該証明書又は通知の対象となった一般債の銘柄及び金額並びに当該一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座について、振替、抹消及び償還金（繰上償還金を含む。）の支払いが行われなくするために必要な措置を行うとともに、当該一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証明書又は通知に係る内容を書面により通知する。

9 機構は、機構加入者から証明書の返還が行われた場合又は第 7 項において読み替えて準用する第 6 項の通知を受けた場合には、前項の措置を解除するために必要な措置を行うとともに、当該証明書又は通知の対象となった一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証明書又は通知に係る内容を書面により通知する。

<p><u>人</u>に対し、当該証明書又は通知に係る内容を書面により通知する。</p>	
----------------------------------------------	--

2 附 則

この改正規定は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

社債等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 社債等振替制度に係る手数料に関する規則（平成 20 年 12 月 8 日通知）（下線部分変更）

新	旧
別表 社債等振替制度に係る手数料表 （別紙（新）参照）	別表 社債等振替制度に係る手数料表 （別紙（旧）参照）

2 附 則

この改正規定は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

社債等振替制度に係る手数料表

I. 短期社債等

- 1. (略)
- 2. (略)
- 3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
振替口座簿記録情報ファイル提供手数料	振替口座簿記録情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録情報ファイルの作成・提供	1 ファイルにつき 500 円 ただし、1 ファイルの頁数が 10 頁を超える場合には、500 円に当該ファイルの頁数が 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。
社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書交付手数料	社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書の交付を受けた機構加入者	社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
情報照会料	口座処理明細画面又は銘柄一覧画面の情報照会を行った発行者、発行代理人、支払代理人及び機構加入者	照会情報の作成・処理	1 件につき 100 円
ダウンロード手数料	統合 Web 端末を利用して口座残高照会データ、口座処理明細照会データ又は申請進捗管理データのダウンロードを行った発行者、発行代理人、支払代理人及び機構加入者	データのダウンロード処理	1 件につき 100 円

- 4. (略)

II. 一般債

1. (略)

2. (略)

3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
振替口座簿記録情報ファイル提供手数料	振替口座簿記録情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録情報ファイルの作成・提供	1 ファイルにつき 500 円 ただし、1 ファイルの頁数が 10 頁を超える場合には、500 円に当該ファイルの頁数が 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。
元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書交付手数料	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書の交付を受けた機構加入者及び支払代理人	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の確認書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイル提供手数料	元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び支払代理人	元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイルの作成・提供	1 ファイルにつき 500 円
社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書交付手数料	社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書の交付を受けた機構加入者	社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
情報照会料	口座処理明細画面の情報照会を行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	照会情報の作成・処理	1 件につき 100 円
ダウンロード手数料	統合 Web 端末を利用して口座処理明細データ又は申請進捗管理データのダウンロードを行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	データのダウンロード処理	1 件につき 100 円

4. (略)

III. (略)

IV. (略)

社債等振替制度に係る手数料表

I. 短期社債等

- 1. (略)
- 2. (略)
- 3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
振替口座簿記録情報ファイル提供手数料	振替口座簿記録情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録情報ファイルの作成・提供	1 ファイルにつき 500 円 ただし、1 ファイルの頁数が 10 頁を超える場合には、500 円に当該ファイルの頁数が 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。
情報照会料	口座処理明細画面又は銘柄一覧画面の情報照会を行った発行者、発行代理人、支払代理人及び機構加入者	照会情報の作成・処理	1 件につき 100 円
ダウンロード手数料	統合 Web 端末を利用して口座残高照会データ、口座処理明細照会データ又は申請進捗管理データのダウンロードを行った発行者、発行代理人、支払代理人及び機構加入者	データのダウンロード処理	1 件につき 100 円

- 4. (略)

II. 一般債

1. (略)

2. (略)

3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
振替口座簿記録情報ファイル提供手数料	振替口座簿記録情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録情報ファイルの作成・提供	1 ファイルにつき 500 円 ただし、1 ファイルの頁数が 10 頁を超える場合には、500 円に当該ファイルの頁数が 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。
元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書交付手数料	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書の交付を受けた機構加入者及び支払代理人	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の確認書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイル提供手数料	元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び支払代理人	元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイルの作成・提供	1 ファイルにつき 500 円
社債権者集会用証明書交付手数料	社債権者集会用証明書の交付を受けた機構加入者	社債権者集会用証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
情報照会料	口座処理明細画面の情報照会を行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	照会情報の作成・処理	1 件につき 100 円
ダウンロード手数料	統合 Web 端末を利用して口座処理明細データ又は申請進捗管理データのダウンロードを行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	データのダウンロード処理	1 件につき 100 円

4. (略)

III. (略)

IV. (略)